

## 【判例研究】

アドバネクス事件  
——東京地判平成31年3月8日<sup>(1)</sup>・東京高判令和元年10月17日<sup>(2)</sup>——

中京大学法務総合教育研究機構 教授

池野千白

## I はじめに

本研究は、中京大学法務研究所会社法判例研究共同研究プロジェクトの一部を構成するものである。この研究に当たっては、単なる判例評釈ではなく、会社法判例を総合的に、かつ、実務的な視野も入れて、研究することを目指している。

本件については、地裁判決と高裁判決を総合的に研究し、アドバネクス事件の総合的研究となることを目指している。

本件については、地裁判決のみが大きな注目を浴びているが、高裁判決によって、地裁判決に対し多く寄せられた問題点について、果たして解答なるものが提示できているのかも、検討する必要があるのである。

## II 事件の概要

## 〈タイムテーブル〉

2018/6/21	第70期定時株主総会
2018/6/29	臨時報告書
2018/8/10	臨時報告書（訂正）
2018/8/24	東京地裁に提訴
2019/5/8	社外取締役辞任
2019/3/8	原審判決・双方控訴
2019/6/25	第71期定時総会
2019/7/4	臨時報告書
2019/9/25	臨時株主総会
2019/9/27	臨時報告書
2019/10/17	高裁判決（上告受理）

## 〈認定事実〉

- 1 株式会社アドバネクス（以下、Y会社という。）は、各種スプリング並びにスプリング応用品の製作及び販売などを目的とする株式会社であり、発行株式総数415万3370株の東京証券取引所第一部上場会社である。定款は別紙（資料1・本稿61頁）。代表取締役は、Y2である。
- 2 本件当時のY会社の株主構成は、Y会社の創業者の孫であるX1が2万3787株保有し、X1の母であるX2が1107株保有していた。また、Xホールディング株式会社（以下、X会社という。）は、26万9900株保有していた。さらに、P社、Q社、R社、M社、S社（Jが代表取締役である）は、前記各会社合計で73万1500株を保有し、Yパートナーシップ持株会（以下「本件持株会」という。）は、Y会社の取引先を会員とする持株会であり、12万2600株保有していた（本件総会当時、Jが理事長であった。）。さらに、株式会社O銀行（以下「O銀行」という。）は、19万8700株保有し、N生命株式会社（以下「N生命」という。）は、1万1300株保有していた。

発行済株式総数 415万3370株 100株単元

## 〈主要株主〉

X1	2万3787株
X2	1107株
X会社	26万9900株
J関連会社	73万1500株
持株会	12万2600株
O銀行	19万8700株
N生命	1万1300株

- 3 Y会社は、平成30年6月5日、Y会社株主に対し、決議事項を「取締役7名選任の件（定款上限は8名〔定款17条〕）」とし、その具体的内容を本件会社提案として、書面による議決権行使の場合、議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、同月20日午後6時15分までに返送することとし、本件総会を同月21日午前10時から浅草ビューホテルにて開催する旨の招集通知を发出した。なお、電磁的方法による議決権行使も利用できる。

X会社側取締役提案候補者

- X1
- Y2
- G
- H
- D（社外取締役）
- E（社外取締役）
- F（社外取締役）

- 4 本件持株会規約（以下「本件規約」という。）には、会員は拠出金により取得した株式を管理の目的をもって理事長に信託し、その株式の議決権の行使は本件持株会が行うこと、会員は、各持分に相当する株式の議決権の行使についてあらかじめ株主総会ごとに本件持株会に対し書面をもって指示を与えることができること、事務所をY会社総務部内に置くなどの定めがあった。Y会社総務部のKは、本件持株会事務局名義で、平成30年6月ころ、本件持株会会員に対し、本件会社提案について、特別の指示を与える場合は同月20日午後6時15分までに書面をもって知らせること、賛成の場合は連絡の必要はないことを連絡先としてY会社総務部の連絡先を表示した書面で通知した（以下「本件通知」という。）。そして、本件持株会は、平成30年6月15日、電子投票により本件会社提案について賛成とする議決権行使をした。
- 5 O銀行は、平成30年6月11日、Y会社に対し、本件会社提案に賛成する旨の議決権行使書を送付した。また、N生命は、平成30年6月ころ、Y会社に対し、本件会社提案に賛成する旨の議決権行使書を送付した。
- 6 本件総会の受付が平成30年6月21日午前9時から開始され、Jは、S社、R社、Q社及びP社の代表取締役並びに本件持株会の理事長として、番号3の発言票を受け取って本件総会会場に入場した。上記各会社及び本件持株会の議決権個数は、合計8141個であった。Iは、M社の職務代行者として、番号4の発言票を受け取って本件総会会場に入場した。M社の議決権個数は400個であった。N生命の担当者は、N生命の職務代行者として、番号38の発言票を受け取って本件総会会場に入場した。O銀行の担当者は、O銀行の職務代行者として、番号97の発言票を受け取って本件総会会場に入場した。なお、Y会社は、本件総会においては、株主であっても傍聴者としての入場を認めていなかった。
- 7 Y会社の代表取締役社長であるY2を議長として、本件総会が開始されたところ、本件会社提案の審議に入った際、Jは、Y2、G、H、A、B及びCを取締役に選任する旨の修正動議（以下、A、B及びCを取締役に選任する旨の動議を「本件修正動議」という。）を提出した。本件会社提案と本件修正動議について、議場を閉鎖した上、Jが用意した投票用紙で議決権行使をすることとなった。その際、議長であるY2は、本件会社提案に賛成する株主は、本件修正動議に反対の投票をするよう説明した。議場閉鎖後の株主数は1058名、議決権個数が3万2119個であり、1万6060個の賛成票があれば、可決することとなった。

#### J側提案修正案候補者

- Y2（会社側提案共通）
- G（会社側提案共通）
- H（会社側提案共通）
- A（社外取締役）
- B（社外取締役）
- C（社外取締役）

- 8 株主による投票が行われ、J及びIは、議決権合計8541個をX1、D、E及びFについて反対、本件修正動議に賛成として行使した。N生命の担当者は、投票用紙を提出しなかった。O銀行の担当者は、Y会社担当者に対し、傍聴に来ているだけである旨説明し、何も記載せずに投票用紙を渡した。
- 9 本件総会会場の使用時間である午後2時までに投票の集計が完了しなかったことから、午後6時からY会社本社において継続することとなり、本件総会を再開するまでの間に、Y会社は、本件持株会の保有する株式について、本件持株会の理事長であるJが本件会社提案に反対し、本件修正動議に賛成する旨の議決権行使をしたが、本件持株会の会員から本件会社提案に反対する旨の特別の指示がされていないことから、Jの議決権行使が権利を濫用したもので無効となり、事前のインターネットによる議決権行使を有効とする旨の原稿を用意した。
- 10 Iは、Y会社本社において、午後6時になり、議長であるY2が議長席に移動し、まだ開会宣言をしていない時点で、議長不信任、議長交代、定款に定められている議長候補者もすべて否認する旨の動議を提出する旨の発言をした。これに続き、Jは、Iを新たな議長に指名する旨の発言をした。
- 11 Y2は、上記発言を動議として取扱い、自身が議長を続けることの賛否を諮ったところ、J及びIから異議がある旨の発言があり、動議が可決されたものとした（以下「本件議長交代決議」という）。Iは、議長として、本件修正動議が可決された旨発言した。
- 12 Y会社は、平成30年6月29日、関東財務局長に対し、本件総会における本件会社提案及び本件修正動議に対する決議について、O銀行及びN生命の議決権合計2100個が原告X1、D、E及びFについて賛成とされていたものを棄権に変更すべきであるとして、以下のとおりの投票数であった旨の臨時報告書の訂正報告書（資料3・本稿70頁<sup>(3)</sup>）を提出した。
- 13 X会社らは、平成30年8月24日、主位的請求として、X1、D、E及びFがY会社の取締役の地位にあることの確認を求めて、本訴を提起し、同年9月14日、本件総会の修正動機が可決していないことの確認を求める訴えを追加した。なお、Y会社代表者として、監査役Y1も加わっている。
- 14 原審は、本件における争点として、以下に整理した。
- (1) 本件議長交代決議に瑕疵があるか。
  - (2) Jによる本件修正動議に賛成する旨の本件持株会の議決権行使は無効か。
  - (3) O銀行及びN生命の議決権行使は、本件会社提案に賛成したものとイえるか。
  - (4) 本件会社提案を可決する決議が成立したか。
- なお、弁護団は、西村あさひ vs 日比谷パーク。

### III 原審判決

#### 1 争点（1）本件議長交代決議に瑕疵があるかについて

Iは、M社の職務代行者として本件総会に出席した者であり、株主として取り扱うべき者であるから、議長交代動議を提出する権限はあるというべきである。

Iが議長交代動議を提出したのは、再開予定時刻を経過し、登壇者が着席し、司会が「大変お待たせしました。Y2社長お願いします。」と議場及びY2に対して再開する旨の発言をし、Y2が議長席へ移動した時点であり、議長による再開宣言はないものの、実質的には本件総会が再開されたのと同様の状況といえることに照らしても、Iによる議長交代動議を単なる不規則発言と解すべきでなく、動議として取り扱ったY2の議事に瑕疵はないというべきである。

会議の議長の決定は、議事の方法に関する決定として、その会議体において決定すべきものであるから、定款13条の規定は、取締役が株主総会の議長を務めることを定めているものの、株主総会においてこれと異なる定めをすることを排除するものではないと解するのが相当である。また、前記のとおり、Iは株主の職務代行者として出席しているのであるから、株主として取り扱うべきである。以上によれば、Iが本件総会の議長となったことはY会社定款13条に反しない。

本件総会再開時点では、入場した株主の議決権数が1万5293個であり、JとIが、Y2が議長を続行することに異議がある旨、議決権個数が8541個である旨発言したのであって、Y会社の定款において株主総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもって行うとされているから（定款15条）、議場において賛否が明らかになったといえ、Y2が議長交代決議をしたことに瑕疵はない。以上によれば、本件議長交代決議に瑕疵はない。

したがって、Iが議長として行った本件決議が不存在とはいえない。

## 2 争点（2）Jによる本件修正動議に賛成する旨の本件持株会の議決権行使は無効か

ア 本件持株会は、本件総会前に会員に議決権行使に関する意思を確認する本件通知を送付したが、その際、本件会社提案に賛成するのであれば連絡は不要である旨を本件通知に記載し、本件会社提案に賛成の議決権行使をしたことからすると、本件会社提案に対する特別の指示がなかったことが認められ、本件持株会の会員は本件持株会に対し連絡をしないことで本件会社提案に賛成する旨の意思又は賛成の議決権行使に反対しない意思を黙示に表示したというべきである。そして、本件規約には会員は議決権の行使について書面で特別の指示を与えることができる旨の定めがあり、本件総会において本件会社提案に賛成する旨の書面による特別の指示を認めるに足りる証拠はないが、本件通知の内容に照らし、会員が本件会社提案に賛成の特別の指示を書面ですることは考え難く、前記のとおり本件会社提案に賛成する旨の意思が黙示に表示されていながら、書面がない以上、表示された会員の意思に反した議決権行使をしても有効であるとする、本件会社提案に賛成の会員の議決権行使の機会を実質的に奪うこととなり、相当でない。他方で、本件会社提案に反対し、修正動議を提出したい会員は、本件通知を受けた際に特別の指示をする機会があり、本件持株会の理事長は、会員の取得した株式について管理目的で信託を受ける立場に過ぎず、会員の議決権行使の機会を保障する以上に議決権行使の権限を保障する必要性に乏しい。本件規約が特別の指示の方法を書面によることとしたのは、特別の指示がされた議決権の数と行使内容を客観的に明確にすることを目的とするものと解され、理事長が議決権行使をする際の便宜のための定めということができ、本件通知の記載に照らせば、議決権の数については書面の提出のない会員の数として、議決権の行使内容については本件会社提案に賛成として、いずれも明確

であり、書面の提出のない会員から本件会社提案に賛成する旨の特別の指示があったものとみても本件規約が特別の指示に書面を要求した趣旨に反しない。

以上によれば、本件の事実関係の下においては、会員全員から本件会社提案に賛成するとの特別の指示があったとみるのが相当である。

イ これを前提としても、本件修正動議は本件通知により会員の意思確認がされたものではないから、本件持株会の会員から本件修正動議について明示的な特別の指示があったとはいえない。そこで、原案に特別の指示があり、修正議案が株主総会において提出された場合の法人の代表者等の議決権行使の権限が問題となるところ、法人の代表者等が修正議案について議決権を行使する際、原案に関する特別の指示があれば、そこから合理的に導き出せる内容により議決権行使をする権限が与えられていると解するのが相当である。

これを本件においてみると、Y会社からは、決議事項として「取締役7名選任の件」と明示された招集通知がされ、これを受けて、本件持株会において本件候補者ら7名を取締役に選任する本件会社提案に賛成する旨の特別の指示がされたこと、本件修正動議は、本件会社提案に加えて賛成すると、本件候補者らにA、B及びCの3名を加えて10名の取締役を選任することとなり、招集通知の記載や取締役は8名以下とされている定款に反する議案といえることを踏まえると、前記特別の指示から合理的に導きだせる内容は、本件修正動議に反対することと解するのが相当である。

ウ 以上によれば、Jが本件持株会の議決権を本件修正動議に賛成として行使したのは権限を逸脱したものといえる。

エ そして、Y会社がこの点について悪意であったかについてみると、まず、Y会社の総務部が、本件持株会の事務局として、会員への前記通知をし、会員からの特別の指示の連絡先となっていたこと、本件総会の再開前にJの投票が本件持株会の特別の指示に反していることを前提とする決議結果発表原稿を用意していたことを踏まえると、本件修正動議に関する結果発表前の時点において、議長であるY2が本件持株会の会員からJに対し本件会社提案に賛成する旨の特別の指示があったことを認識していたといえる。さらに、Y2が、本件会社提案に賛成する株主は、本件修正動議に反対の投票をするよう説明したこと、前記の決議結果発表原稿の内容からすると、Y2は、本件会社提案に賛成する旨の指示から合理的に導かれる内容は本件修正動議に反対することであると認識していたといえる。そうすると、Y会社は、Jによる本件修正動議に賛成するとの本件持株会の議決権行使が、その権限を濫用したものであることについて悪意であったといえる。

以上によれば、Jによる本件修正動議に賛成する旨の本件持株会の議決権行使は無効というべきである。

オ 本件持株会の会員からJの議決権行使について批判が寄せられていない旨の主張については、前記検討したところに照らし、事後的な会員の態度を考慮しても、会員から本件会社提案に賛成する旨の特別の指示がされたとの前記認定を左右するに足りるものではないから、採用できない（なお、同様の理由により、本件持株会の会員名簿並びに各会員の住所及び持分割合のわかる付属

書類一切についての文書送付嘱託申立てについては、必要性がないので却下する。)。また、関知し得ない事実があり、会員の指示の有無について判断できない旨の主張については、会社に法人等の株主の意思決定手続の瑕疵の有無等について調査する義務はなく、現実認識した事実のみを下に株主の議決権行使の効力を判断すべきであるから、前記のとおり、Y会社が現実認識した事実を前提にY会社が悪意であったといえる本件において、Y会社が認識できない事務局を通さない書面による特別の指示が存在する可能性があるからといって、Y会社が悪意であることを否定すべきとはいえない。Y会社としては、本件修正動議に賛成する旨の、会員から別途書面による特別の指示があったこと又は会員総会において決議されたことについて善意である限り、本件持株会の議決権行使を無効として扱えば、事後的に瑕疵があるとされることはなく、法的安定性を害するものではない。

カ 以上のとおり、本件修正動議に賛成した本件持株会の議決権行使は無効であり、本件修正動議に賛成した議決権が1万4988個（1万6214個－1226個＝1万4988個であるのに、Jによる本件持株会の議決権行使を有効であるとして本件修正動議について1万6214個の賛成があったとした本件決議には瑕疵があり、本件決議が存在しないとまではいえないが、会社法831条1項1号に定める取消事由があるというべきである。

### 3 争点（3）O銀行及びN生命の議決権行使は、本件会社提案に賛成したものといえるか

書面による議決権行使の制度は、株主自身が株主総会に出席することなく議決権を行使できるための便宜を会社が図る制度であり、O銀行及びN生命の各担当者が、本件総会に職務代行者として出席した以上、その時点で事前の書面による議決権行使は撤回されたものと解するのが相当である。そして、本件会社提案及び本件修正動議に対する投票に際し、N生命の担当者は投票せず、O銀行の担当者は白紙の投票用紙を交付したに過ぎないのであるから、O銀行及びN生命の議決権については、棄権として扱うのが相当である。

よって、O銀行及びN生命の議決権行使は、本件会社提案に賛成したものといえない。

書面による議決権行使を認めた前記趣旨に照らせば、本件総会に出席した以上は書面による議決権行使を撤回したと解するのが相当である。仮に撤回しないと解する余地があるとしても、本件総会では株主といえども傍聴を認めないこととされ、投票前に議場閉鎖を宣言している以上、株主は同宣言の際に退場することで欠席することができるにすぎず、退場しなかった株主を恣意的に欠席扱いすることはできないと解するのが相当である。そうすると、O銀行の職務代行者が出席した時点又は議場閉鎖時に会場に在席していた時点で事前の書面による議決権行使は撤回されており、恣意的に議決権行使書面を有効なものとして扱うことはできない。また、採決方法として投票によることと定められた以上、口頭の申し出など他の方法によって議決権が行使されたものと扱うこともできない。

また、役員は株主総会に役員の立場で出席し、株主としては欠席として書面による議決権行使による方法、代理人によって議決権を行使する方法などを取り得るのであり、実務上の取扱に反するとはいえない。

以上によれば、O銀行及びN生命の議決権行使は、本件会社提案に賛成したものといえない。

そうすると、本件会社提案のうちX1、D、E及びFに対する賛成票は、仮に本件持株会の議決権を賛成としても、X1が1万4905個、Dが1万4831個、Eが1万4826個、Fが1万4830個となり、過半数である1万6060個に達しないから、可決したとはいえない。

4 以上のとおりであるから、本件決議について、不存在であるとはいえないものの、取消事由があるといえ、本件会社提案については、争点（4）について判断するまでもなく可決したとはいえない。

#### 5 結論

以上によれば、X会社らの主位的請求についてはいずれも理由がなく、予備的請求には理由がある。よって、主文のとおり判決する。<sup>(4)</sup>(双方控訴)

### IV 原審提訴後の事実

- 1 原審判決に対しては、双方が控訴した。また、控訴審においては、X1ら側から、田中亘教授（東京大学）の意見書が提出されている。したがって、控訴されているので、この時点では、本件総会決議の法的な効力の問題としては、相変わらず、Y2、G、H、A、B及びCの取締役としての選任の決議が有効として扱われていることになる。しかし、原審判決を受けて、令和元年5月8日、A、B及びCらの社外取締役が辞任した。
- 2 令和元年6月10日、Y会社第71期定時株主総会が、Y2、G及びHを構成員とする取締役会決議に基づき、代表取締役であるY2により招集された。そして、同月25日の定時株主総会では、以下のような会社側提案と、株主提案による修正案とが対峙し、結果としては、会社側提案通り、取締役として、Y2、G、H、U、Aら及びVの8名を選任するとの決議等が成立した（臨時報告書については、資料4・本稿73頁。）。

<u>Y会社側提案取締役候補者</u>	<u>X1側提案取締役候補者修正案</u>
Y2	X1
G	Y2
H	G
U	H
A（社外取締役）	D
B（社外取締役）	E
C（社外取締役）	F
V（社外取締役）	

- 3 控訴審においては、X会社側は、主位的請求として、第70期定期株主総会で否決された取締役

についての地位と権利義務の確認を求め、それとともに、ABCの選任決議の不存在確認を求めている。予備的請求として、第70期定時株主総会におけるABCの選任決議の取消しを求めている。

## V 控訴審判旨

### 1 原審争点（3）について

「O銀行は、Y会社に対して本件会社提案に賛成する旨の議決権行使書を事前に送付していたところ、本件総会会場に入場したO銀行の上野支社副支社長（当時）のT（以下「T」という。）は、本件会社提案及び本件修正動議について投票により議決権を行使することになった際、同銀行から議決権行使の権限を授与されていなかったことから、Y会社の担当者に対し、傍聴のために本件総会会場に入場しており、議決権の行使は事前に送付した議決権行使書によりされているから、投票することはできないことを説明し、何も記載せずに投票用紙を返還したことが認められる。書面による議決権行使の制度は、株主の意思をできるだけ決議に反映させるために株主自身が株主総会に出席することなく議決権を行使できるよう設けられた制度であるところ、O銀行の担当者は、本件総会会場に入場したが、同銀行から議決権行使の権限を授与されておらず、本件会社提案及び本件修正動議についての投票の際、Y会社に対してその旨を説明しており、Y会社においても同銀行が議決権行使書と異なる内容で議決権を行使する意思を有していないことは明らかであったといえる。このような状況においては、上記のような書面による議決権行使の制度の趣旨に鑑み、会社において確認している株主の意思に従って議決権の行使を認めるべきであるから、投票による本件会社提案及び本件修正動議について欠席として扱い、事前に送付されていた議決権行使書に示されたO銀行の意思に従って、本件会社提案に賛成、本件修正動議に反対として扱うのが相当である。

そうすると、N生命の議決権の行使をどのように扱うか検討するまでもなく、本件会社提案のうち、X1らに対する賛成票は、本件持株会の議決権及びO銀行の議決権を賛成とすると、X1 1万6892個、D 1万6818個、E 1万6813個、F 1万6817個となり、過半数である1万6060個にいずれも達することになる。」

### 2 原審争点（4）について

「株主総会の決議は、定款に別段の定めがない限り、その議案に対する賛成の議決権数が決議に必要な数に達したことが明白になった時に成立するものと解すべきであって、必ずしも、挙手・起立・投票などの採決の手续をとることを要するものではない（最高裁判所昭和42年7月25日第3小法廷判決・民集21巻6号1669頁）。したがって、投票という表決手続を採った場合も含めて、議長の宣言は決議の成立要件ではなく、決議は、会社が株主の投票を集計し、決議結果を認識し得る状態となった時点で成立すると解すべきである。なぜなら、そのように解しないと、正しい集計結果によれば可決されるべき場合でありながら議長が否決を宣言した場合には、否決の決議には決議取消訴訟を提起できないため違法な状態を是正する手段がないことになるし、また、本件における本件会社提案と本件修正動議のように二者択一の提案がされている場合において、議

長が一方の提案が可決された旨宣言したが、同決議が決議取消訴訟において取り消された場合、他方の決議について、上記訴訟において決議の成立要件を充足していることが確認されているにもかかわらず、議長の宣言がないから成立していないと解さざるを得ないという不当な結論になるからである。

そして、本件会社提案のうち、X1らを取締役に選任する旨の決議は、前記のとおり決議の成立要件を満たすことからすれば、同議案を可決する決議が成立したと認められる。」

### 3 当審における当事者の補充的主張についての判断

#### 〔(1) 本案前の主張について

Aらが令和元年5月8日にY会社の取締役を辞任したことが認められる。そうすると、Aらを取締役に選任するとの本件決議が存在しないことの確認を求める訴え及び同決議の取消しを求める訴えについては、特段の事情のない限り、訴えの利益が失われたというべきであるところ、本件全証拠を検討しても、本件において上記特段の事情を認めることはできない。そうすると、上記各訴えは、いずれも訴えの利益がないから、不適法といわざるを得ない。

#### (2) X1らの取締役任期の満了について

ア 前記のとおり本件総会においてX1らを取締役として選任する決議が成立したところ、Y会社は、X1らの取締役任期は第71期総会が終結したことにより満了したと主張する。

Y会社の定款において、取締役の任期は「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで」とする旨定められていること、第71期総会がY2、G及びHを構成員とする取締役会決議に基づき代表取締役であるY2により招集されたこと、令和元年6月25日に第71期総会が開催され、同総会において、取締役として、Y2、G、H、U、Aら及びVの8名を選任するとの決議等が成立し、同総会が終結したことが認められる。

上記認定事実によれば、第71期総会が終結したことによりX1らの取締役任期は満了したというべきである。

イ X1らは、第71期総会は、X1らを排除した招集権限のない取締役会により招集されたものであるから、同総会における取締役選任決議は法的には不存在であり、X1らの取締役任期は満了していないと主張する。

確かに、第71期総会の招集を決定した取締役会に第1審原告X1らは出席の機会を与えられていないから、同総会の招集手続には瑕疵があることになるが、上記認定事実のとおり、Y会社の取締役であるY2、G及びHを構成員とする取締役会において招集が決定され、代表取締役であるY2が招集決議に基づき招集されていることを考慮すると、手続的瑕疵が著しく、株主総会決議が法的に不存在とまではいえない。したがって、X1らの上記主張は採用することができない。

#### (3) 当審における予備的請求について

ア X1らは、第71期総会の取締役選任決議が法的に不存在であるから、Y会社において会社法346条1項の「役員が欠けた場合」に当たり、X1らはY会社の取締役としての権利義務を有すると主張する。

しかし、第71期総会において、取締役として、Y2、G、H、U、Aら及びVを選任すると  
の決議が成立しており、同決議が存在とはいえないことは同（2）イのとおりであることか  
らすれば、Y会社において「役員が欠けた場合」には当たらないから、X1らの主張は採用す  
ることができない。

イ なお、Y会社は、当審における予備的請求について、訴えの変更は認められず、また、時機  
に後れて提出された攻撃防御方法として却下されるべきであると主張する。

しかし、当審における予備的請求は、Y会社が令和元年7月1日付け控訴答弁書において、  
第1審原告X1らの取締役の任期は満了したと主張したのを受けて、令和元年9月10日の本件  
口頭弁論期日において予備的に申し立てられたものであるところ、上記訴えの変更がされた経  
緯及び当審における予備的請求が本件総会においてX1らが取締役として適法に選任されたか  
を主要な争点とすることからすれば、訴えの変更が不適法とはいえないし、また、時機に後れ  
て提出された攻撃防御方法として却下すべきであるともいえない。」

4

「以上によれば、X1らの訴えのうち、主的に本件決議の不存在確認を、予備的に本件決議の  
取消しを求める部分はいずれも訴えの利益を欠くから、却下すべきであり、X1らがY会社の取  
締役の地位にあることの確認請求及び同人らがY会社の取締役としての権利義務を有することの  
確認請求はいずれも理由がないから棄却すべきことになる。よって、これと異なる原判決は異な  
る限度で相当でないから変更し、X1らの控訴及び当審における予備的請求をいずれも棄却する  
こととして、主文のとおり判決する。」

## V 検討

### 1 O銀行及びN生命の議決権行使の評価について

#### (1) O銀行上野支社副社長の行動

- ・「O銀行は、Y会社に対して本件会社提案に賛成する旨の議決権行使書を事前に送付していたところ、本件総会会場に番号97の発言票を受け取って職務代行者として入場したO銀行の上野支社副支社長（当時）のTは、本件会社提案及び本件修正動議について投票により議決権を行使することになった際、同銀行から議決権行使の権限を授与されていなかったことから、Y会社の担当者に対し、傍聴のために本件総会会場に入場しており、議決権の行使は事前に送付した議決権行使書によりされているから、投票することはできないことを説明」
- ・「何も記載せずに投票用紙を返還」

#### (2) N生命担当者の行動

- ・N生命の職務代行者として、番号97番の発言票を受け取って本件総会会場に入場した。N生命担当者は、投票用紙を提出しなかった。
- ・「投票せず」

## (3) ここでの検討

## 〈原則的考え方〉

書面投票による議決権行使及び電磁的方法による議決権行使は、条文にあるとおり、「総会に出席しない株主」(会社法298条1項3号、4号)を前提とした制度であり、当該株主が総会に出席した時点で、当然に、効力を失うと考えるのが原則である。そして、もちろん、代理人の出席でも、出席した代理人による議決権行使が優先し、書面投票は無効となる。したがって、この原則通りに本件を考えたとすれば、原審判決のように、「O銀行及びN生命の各担当者が、本件総会に職務代行者として出席した以上、その時点で事前の書面による議決権行使は撤回されたものと解するのが相当である。そして、本件会社提案及び本件修正動議に対する投票に際し、N生命の担当者は投票せず、O銀行の担当者は白紙の投票用紙を交付したに過ぎないのであるから、O銀行及びN生命の議決権については、棄権として扱うのが相当である。」と判示されることになる。

## 〈例外を認める考え〉

これに対して、控訴審判決は、全く異なった見解をとった。すなわち、「O銀行の担当者は、本件総会会場に入場したが、同銀行から議決権行使の権限を授与されておらず、本件会社提案及び本件修正動議についての投票の際、Y会社に対してその旨を説明しており、Y会社においても同銀行が議決権行使書と異なる内容で議決権を行使する意思を有していないことは明らかであったといえる。このような状況においては、上記のような書面による議決権行使の制度の趣旨に鑑み、会社において確認している株主の意思に従って議決権の行使を認めるべきであるから、投票による本件会社提案及び本件修正動議について欠席として扱い、事前に送付されていた議決権行使書に示されたO銀行の意思に従って、本件会社提案に賛成、本件修正動議に反対として扱うのが相当である。」とである。

本件における当事者の発言のように、職務代行者ではあるが、すべての書面投票により議決権行使は完了していることを前提に、議事進行を見守るために、傍聴に来た者について、総会出席株主としては評価しないことを例外的に認める見解である。

このような問題について、実務的には多々ありうることであるが、この問題について、検討されているものは散見されない。

原審判決に関するコメントとしては、「書面によって議決権行使した株主(機関投資家)が、さらに総会に担当者を出席させることに合理的な理由があるのであれば、『出席』の意義を狭く解するなどして書面による議決権行使の効力を維持することが望ましい。」<sup>(5)</sup>とか、「かりに、各担当者の代理権が制限されていたのだとすると、修正動議との関係では出席株主と評価することはできないという解釈の余地も十分ある。」<sup>(6)</sup>とか、少し弱腰の批判が見られる。また、最近の評釈では、「機関投資家は事前に一定の基準に従った議決権行使の内容を機関として決定しているため、その後に提案された議案について即時に賛否の意思を形成することは事実上困難であり、例え権限を持つ担当者が出席したとしても、結局、原案賛成、修正案反対もしくは棄権の議決権行使が合理的判断となると思われる。」<sup>(8)</sup>とする見解もある。

〈本件の問題点〉

このような一般論と同時に、本件の特有の問題として、本件総会においては、株主といえども、傍聴は認められていなかったという点がある。<sup>(9)</sup>このような制限の下でも、O銀行とN生命の担当者の出席を、株主の出席とは認めないという解釈をする余地はあるのかが問題となる。

〈ここでの検討〉

書面投票制度は、「株主の意思をできるだけ決議に反映させるために株主自身が株主総会に」出席することなく、議決権を行使できるように設ける制度」である。したがって、株主自身（代理人出席も含む。）が株主総会に出席した場合には、条文の要件通り、「株主総会に出席しない株主」（会社法298条1項3号）ではなくなるのであるから、過去に行使された書面投票は無効となるのが原則である。

実務的には、書面投票で議決権行使が完了していても、株主総会において、どのような発言があったのか、また、どのような修正提案があったのか等について知ろうとすることは、機関投資家としての投資行動のための情報として、入手する必要性については、合理的な行動であると考えられる。

しかし、本件では、傍聴が認められていないことから、出席票を受け取って入場し、あたかも、株主としての出席という外観を呈していることから、特に、出席担当者から特別な異議が出されない限り、株主の出席として扱い、本件で言えば、棄権や白票として扱われるのも已むを得ないものと言える。原審判決は、そのような原則的ルールに基づいて判断をしている。

これに対して、控訴審判決は、企業の職務担当者が出席していても、書面投票による議決権行使として会社の意思が確定している場合には、株主の出席としては扱わず、書面投票による意思を反映させるべきとした。

すなわち、書面投票制度の趣旨は、株主の意思をできるだけ総会に反映させようというものであるから、出席が原則で、書面投票が例外という基本的ルールの下でも、個々の株主の特質によって、異なる取り扱い、つまり、本件では、書面投票による議決権行使を、それぞれの株主の議決権行使として認めるべきであると考えられる。なぜなら、その株主が真に有している意思を反映させることが、最終的な制度目的なのであるからである。

したがって、控訴審判決の考え方は妥当であると考えられる。

## 2 持株会の議決権行使について

Y会社株主の構成として、Yパートナーシップ持株会という株主が存在している。Y会社の取引先を会員とする持株会であり、73万1500株を保有している。

この持株会のY会社株主総会における議決権行使については、本件持株会規約によれば、「会員は拠出金により取得した株式を管理の目的をもって理事長に信託し、その株式の議決権の行使は本件持株会が行うこと、会員は、各持分に相当する株式の議決権の行使についてあらかじめ株主総会ごとに本件持株会に対し書面をもって指示を与えることができること、事務所をY会社総務部内に置くこと」などの定めがある。

本件総会については、Y会社総務部のKが、本件持株会事務局名義で、平成30年6月ころ、本件持株会会員に対し、本件会社提案について、特別の指示を与える場合は同月20日午後6時15分までに書面をもって知らせること、賛成の場合は連絡の必要はないことを、連絡先としてY会社総務部を表示した書面で通知している。それに基づいて、特に反対がなかったことから、本件持株会は、平成30年6月15日、電子投票により本件会社提案について賛成とする議決権行使をしている。しかし、本件持株会理事長であるJは、会社提案に反対し、修正案に賛成する議決権行使を行った。

ここで、持株会理事長が持株会の意思に反する議決権行使をした場合に、議決権行使の効力が問題となる。

#### 〈原審判決〉

この点について、原審判決は、理事長の議決権は、理事長権限を逸脱し、濫用にあたるのであるから、議決権行使の相手方であるY会社が悪意であれば、議決権行使は、無効となると判示した。その上で、Y会社は悪意であるとして、理事長Jによる議決権行使を無効とした。

#### 〈控訴審判決〉

控訴審判決は、原審判決と同様の考えを採用するとともに、「議決権の行使は、議案に対する株主の意見の表明であるから、厳密な意味で意思表示に当たるかどうかはともかくとして、意思表示に準じて考えるべきであって、議決権行使の有効性の判断について意思表示や代理等の民法の原則の適用を一般的に排除する理由はない。したがって、Y会社の主張は採用することができない。」として、理事長Jの議決権行使の無効を確認した。

#### 〈検討〉

日本証券業協会の持株制度に関するガイドライン<sup>(10)</sup>によれば、持株会は、従業員持株会においても、取引先持株会においても、組合としており、理事長の議決権行使については、「12. 取得株式の管理等 従業員持株会が取得した株式は、理事長名義とし、会員を共同委託者、理事長を受託者とする管理信託財産として保管するものとする。規約には、次の規定を設けるものとする。

- ①理事長は、株主総会招集通知の内容を会員に周知させること。
- ②株主総会における議決権は、理事長が行使するが、各会員は総会ごとに理事長に対して特別の行使（不統一行使）をする旨の指示ができること。
- ③会員の持分が売買単位相当に達し、当該会員の申し出があった場合、事務を委託している金融商品取引業者を通じ、当該会員名義への書換え又は実質株主登録を行うこと。

なお、取得対象株式が非上場株式である場合は、会員名義への書換えを制限する旨定めることができるものとする。この場合、過度な制限にならないよう配慮することが必要である。」として規定されている。

この考えを前提とすれば、組合たる持株会と、理事長すなわち業務執行者との関係は、一般には、代理関係とされる（民法670条）。なお、改正民法は、670条の2を新設し、業務執行者が代理するこ

とを明確化した（同条2項）。

そうであれば、その代理行為は、民法一般の意思表示の瑕疵に関する規定や、代理行為の瑕疵に関する規定の適用を受けることは当然であり、控訴審判決の述べる通りとなる。また、原審判決も、このような一般的関係を前提として、理事長の権限濫用を認定したものと言える。

組合の意思に反する業務執行者の行為の効力については、組合規約による代理権の内部的制限違反につき、最高裁は、無権代理とし、表見代理の法理の適用を認める。<sup>(11)</sup>

ところで、本件のように、理事長が会員の意思に反する議決権の代理行使をした場合には、その瑕疵は、どのように評価されるべきであるのか。

第1の考えは、会員の意思は、内部的制限に過ぎず、議決権代理行使の効力に影響を与えず、有効であるとする見解である。従来の考え方である。<sup>(12)</sup>

これに対して、第2の考えは、指示違反の議決権行使は、無権代理となるとする見解であり、有力になりつつある。<sup>(13)</sup><sup>(14)</sup>

しかし、この無権代理説は、委任状勧誘における議決権代理行使を前提とするものであり、委任状勧誘による議決権の代理行使の場合には、委任勧誘規則により、株主が賛否を記載した書面により行われるものであり、株主の意思が会社側にも確定的に認識されている場合である。

さらに、この無権代理説を前提として、「議決権行使は、相手方のない単独行為であるから、表見法理が働く余地はなく、当然に代理人のなした指示違反の議決権行使の効力は否定し得る。」とする見解もある。<sup>(15)</sup>

第3の見解は、権限濫用説であり、原審も、控訴審も、このような考えの前提に立っていると思われる。代理権そのものの制限ではなく、付与された代理権を前提とした内容の逸脱は、権限濫用的に構成することがふさわしいとするものである。

#### 〈ここでの検討〉

本件において、前提として確認すべきことは、まず、事前に電子投票により、持株会の議決権行使が行われているが、本件総会では、持株会の理事長が出席しているから、一般論的には、持株会の議決権行使は、理事長の議決権行使が優先することが原則的な理解となる。

その上で、持株会の規約によれば、理事長の議決権行使については、事務局の会員意思の確認により、電子投票通りの内容であることが、議決権行使の指示内容となっている。

これらを前提として、原審は、「以上によれば、Jが本件持株会の議決権を本件修正動議に賛成として行使したのは権限を逸脱したものといえる。そして、Y会社がこの点について悪意であったかについてみると、まず、Y会社の総務部が、本件持株会の事務局として、会員への前記通知をし、会員からの特別の指示の連絡先となっていたこと、本件総会の再開前にJの投票が本件持株会の特別の指示に反していることを前提とする決議結果発表原稿を用意していたことを踏まえると、本件修正動議に関する結果発表前の時点において、議長であるY2が本件持株会の会員からJに対し本件会社提案に賛成する旨の特別の指示があったことを認識していたといえる。さらに、Y2が、本件会社提案に賛成する株主は、本件修正動議に反対の投票をするよう説明したこと、前記の決議結果

発表原稿の内容からすると、Y2は、本件会社提案に賛成する旨の指示から合理的に導かれる内容は本件修正動議に反対することであると認識していたといえる。そうすると、Y会社は、Jによる本件修正動議に賛成すると本件持株会の議決権行使が、その権限を濫用したものであることについて悪意であったといえる。以上によれば、Jによる本件修正動議に賛成する旨の本件持株会の議決権行使は無効というべきである。」として、本件持株会の理事長の議決権行使を無効としている。したがって、判例規範である民法93条ただし書類推適用説を採用していると理解される。

また、控訴審は、「権限の濫用」を、「権限の逸脱ないし濫用」に書き換えるのみで、原審判決内容を支持している。

権限踰越と理解して、無権代理無効とするのか、権限濫用とするのかは、法的構成の問題ではあるが、権限濫用説的構成を取るべきと考える。もっとも、判例は、民法93条ただし書類推適用説を採用しているから、原則として有効、相手方に悪意又は過失があれば無効となるという効力となるが、改正民法107条が誕生したことにより、どちらの構成でも、無権代理無効となるのであれば、結果同説であり、それほど意味があることでない。

改正民法時代の現在では、無権代理無効として扱われていくことになるだろう。

### 3 原審提訴後の株主総会決議が与える影響

#### (1) Aら社外取締役の辞任

この点について、控訴審判決は、「そうすると、Aらを取締役に選任すると本件決議が存在しないことの確認を求める訴え及び同決議の取消しを求める訴えについては、特段の事情のない限り、訴えの利益が失われたというべきであるところ、本件全証拠を検討しても、本件において上記特段の事情を認めることはできない。そうすると、上記各訴えは、いずれも訴えの利益がないから、不適法といわざるを得ない。」と、判示した。辞任や任期満了があった場合については、総会決議取消の訴えにおける訴えの利益が喪失するとするのが、判例規範であり<sup>(16)</sup>、通説である。したがって、控訴審判決は当然のことを判示したといえる。

#### (2) X1らの取締役任期の満了について

この点について、控訴審判決は、「Y会社の定款において、取締役の任期は「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで」とする旨定められていること、第71期総会がY2、G及びHを構成員とする取締役会決議に基づき代表取締役であるY2により招集されたこと、令和元年6月25日に第71期総会が開催され、同総会において、取締役として、Y2、G、H、U、Aら及びVの8名を選任すると決議等が成立し、同総会が終結したことが認められる。上記認定事実によれば、第71期総会が終結したことによりX1らの取締役任期は満了したというべきである。」と判示した。辞任したAらに対する関係と同様に、任期満了したX1らについても、訴えの利益は喪失したことになる。したがって、Y会社の内紛がこれで解決できるのかどうかは別としても、控訴審は、当然のことを判示したに過ぎない。

#### (3) 第71期定時株主総会決議の瑕疵について

また、第71期定時総会の招集決定の取締役会決議の効力が問題とされるが、ABCが辞任した後

であれば、株主総会決議が取消認容判決が確定していない以上、有効な取締役としての資格を有するのは、Y2、G及びHの3名であるから、そもそも、X1が加わる余地はなく、この取締役会決議に瑕疵はないこととなる。

しかし、控訴審の判断は、「確かに、第71期総会の招集を決定した取締役会に第1審原告X1らは出席の機会を与えられていないから、同総会の招集手続には瑕疵があることになるが、上記認定事実のとおり、Y会社の取締役であるY2、G及びHを構成員とする取締役会において招集が決定され、代表取締役であるY2が招集決議に基づき招集されていることを考慮すると、手続的瑕疵が著しく、株主総会決議が法的に不存在とまではいえない。」と述べるように、原審の判断とは異なり、X1、D、E及びFについては、第70期定時総会で有効に選任されていると考えているので、X1、D、E及びFには、当該取締役会の招集はなされず、かつ、欠席しているから、判例規範<sup>(17)</sup>及び通説によれば、当該取締役会決議は無効であることになる。そうすると、取締役会決議が欠缺しているのに、代表取締役Y2が第71期定時株主総会を招集していることになり、当該総会決議は瑕疵を帯びる。

このように、取締役会決定が欠缺で、代表取締役が招集した場合については、判例規範は、総会決議取消原因を有するとするが、総会決議の不存在とは認めない。判例規範が、このような場合に、総会決議不存在を認めるのは、取締役会決定の欠缺、かつ、代表権がない者による招集の場合のみである。<sup>(18)</sup>したがって、第71期定時総会決議の効力は、取消原因は有するが、不存在事由は有しない。しかも、第71議定時総会決議の効力は争われていない。

このような控訴審における審議の流れを前提に、J側は、取締役会決議の瑕疵の連鎖及び、総会決議の瑕疵の連鎖を断ち切るために、控訴審判決が判示される直前に、株主招集による臨時株主総会<sup>(19)</sup>を開催し、第71期定時株主総会決議の追認決議を行ったのである。<sup>(20)</sup>

#### 4 第70期定時株主総会決議の効力について

一般に、株主総会決議の形式的瑕疵は、決議の効力に影響を与えず、取消認容判決が確定するまで、瑕疵ある決議内容が有効として取り扱われる。この理は、招集手続の瑕疵等については問題ないが、本件のように、議決権数の評価の問題の場合には、異なった議論になる。控訴審において、Y会社側の主張としては、第70期定時総会決議取消認容判決が確定していないから、Y会社が確定した決議結果、すなわち、第70期定時株主総会臨時報告書（訂正）通りの内容の決議が有効に存在しているとして、第71期定時総会開催を決定した取締役会決議に瑕疵はないと主張している。

これに対して、控訴審判決は、議長I及びY会社側の議決権のカウン트는誤りで、正しいカウンターの仕方を前提に確定される決議内容が有効に存在していると判示した。すなわち、第70期定時総会における会社側提案内容の決議が有効に存在していたとした。そして、この決議結果については、取消訴訟は関係ないとしている。この点について、控訴審判決によれば、「株主総会の決議は、定款に別段の定めがない限り、その議案に対する賛成の議決権数が決議に必要な数に達したことが明白になった時に成立するものと解すべきであって、必ずしも、挙手・起立・投票などの採決の手続をとることを要するものではない。<sup>(21)</sup>したがって、投票という票決手続を採った場合も含めて、議長の

宣言は決議の成立要件ではなく、決議は、会社が株主の投票を集計し、決議結果を認識し得る状態となった時点で成立すると解すべきである。なぜなら、そのように解しないと、意見書に記載されているように、正しい集計結果によれば可決されるべき場合でありながら議長が否決を宣言した場合には、否決の決議には決議取消訴訟を提起できないため違法な状態を是正する手段がないことになるし、また、本件における本件会社提案と本件修正動議のように二者択一の提案がされている場合において、議長が一方の提案が可決された旨宣言したが、同決議が決議取消訴訟において取り消された場合、他方の決議について、上記訴訟において決議の成立要件を充足していることが確認されているにもかかわらず、議長の宣言がないから成立していないと解さざるを得ないという不当な結論になるからである。そして、本件会社提案のうち、第1審原告X1らを取締役に選任する旨の決議は、前記のとおり決議の成立要件を満たすことからすれば、同議案を可決する決議が成立したと認められる。」と判示している。

#### 〈ここでの検討〉

この点の控訴審判決の考えに従えば、株主総会決議取消認容判決が確定しているのかどうかに関係なく、形式的に成立した決議は無効であり、本来あり得べき決議の内容が有効に成立しているということになる。もし、そのような解釈が成り立つのであれば、瑕疵ある決議に対する株主総会決議取消訴訟は、不要となり、ただ、本来あり得べき決議の存在確認訴訟のみが成り立ちうると言うことになってしまう。そうなれば、現在の株主総会決議取消訴訟制度の仕組みを根本から覆す考え方であるとも言える。

しかも、議長の判断で、議決権のカウントが誤った状態で確定されたならば、そこでは、誤ったカウントの状態の決議が成立しているのであり、そのこと、意見書等が引用する最判の議長宣言の有無とは、関係なく、誤ったものが成立していると理解されなければならない。そうでなければ、そもそも、取消すべき決議は無効であり、誤っていないカウントでの決議が有効に成立していることになるからである。ここまでくれば、もはや、総会決議取消しの訴えの存在意義はなくなり、正しいカウントで選任されたはずの取締役の地位の確認訴訟のみが意義を有してしまうことになる。

このような考え方は、ある意味で、いわゆるドイツ法における積極的決議確認訴訟<sup>(22)</sup>への道を開くものであるのか、あるいは、積極的決議確認訴訟でないとしても、判決の一部において、積極的決議確認を行っている<sup>(23)</sup>と評価すべきなのかという問題へと発展しうる。そして、この場合には、瑕疵ある決議については、同時に、総会決議取消しの訴えを提起していなければならないのか、していなくてもよいのか等、多くの考えるべき問題を生み出してしまっている。

しかし、多くの論者は、原審のみの評釈に止まり、控訴審判決に関する評釈が多くなされないのが残念である。

このように考えると、現行の決議取消訴訟制度を前提とする限り、積極的確認訴訟的思考を持ち込むのであれば、控訴審判決は、第70期定時総会における会社側提案の成立を確認すべきではなかったと考える。特に、そんなことを確認しなくても、訴えの利益は喪失しているのであるから、何も変わらないのであるからである。

しかし、そうではなく、結果に関係なく、積極的確認訴訟的思考を持ち込むべきであるという考え方を、控訴審判決が採用したのなら、それを現行の株主総会取消訴訟制度に対する挑戦である。

## VI 結びに代えて

### 1 第70期定時総会決議の効力について

#### (1) 持株会理事長の議決権行使

持株会の理事長の代理行使は、代理人の権限濫用であり、改正民法107条によれば、無権代理無効となる<sup>(24)</sup>。もっとも、権限踰越説にたっても、やはり無権代理無効であり、その効力において、結果的差異はない。

#### (2) O銀行・N生命の議決権行使

O銀行及びN生命の出席についても、傍聴を認めないというルールがあったとしても、傍聴ないし、代理権限のない者の出席として扱うべきであり、その方が株主総会における株主の意思の反映という大目的に適うものと考えられる。

#### (3) 結論

そして、ここにおいて、積極的決議確認的効力を承認するのであれば、控訴審判決のように、このような整理の下で、成立した第70期定時総会決議の効力は、Y会社が確定した内容とは無関係に、正しいカウントにより計算されることになる決議内容、すなわち、この総会での会社側提案が成立していることになる。

しかし、控訴審判決が自ら述べているように、控訴審の段階では、すべて訴えの利益は喪失しており、そのように考えるのなら、控訴審は、積極的決議確認的確認を判示する必要があったのかが疑問となる。結局は、すべてにおいて、訴えの利益が喪失しているのなら、「仮にそうだととしても」程度で、訴えの利益は喪失していると判示すれば良かったのではないだろうか。すなわち、任期が満了してしまっている取締役の地位の争う訴訟については、どのような訴訟においても、訴えの利益を喪失しているとして、門前払いにすれば良いのであり、せざるを得ないのである。現に、控訴審判決は、様々な検討をしてくれているが、結局は、すべて門前払いとしているのであるから。

そうであるなら、なおさら、積極的決議確認的確認を判示する必要があったのであろうか、という疑問を強く感じる。

それを取って、行ったのであれば、控訴審判決は、積極的決議確認訴訟への道を踏み出すべきことを、求めたのかもしれない。

なお、本件は、上告されているから、この積極的決議確認的効力確認への道を進むべしとする控訴審判決を受けて、最高裁がそれにどう答えるかが楽しみである<sup>(25)</sup>。

### 2 原審判決について

そもそも、この事件は、東京地裁8部という、いわゆる商事部とも言われる裁判所で行われている。この事件を受理したときに、これは、合議で行うべきであると判断できなかったのかということである。最近の東京地裁8部の判決については、東京高裁で復されることが多いように感じる。

商事部といわれるようなところで、単独審で、その担当裁判官の力量に左右されるような状況が生じることには、会社法研究者として、また、企業法務実務家としては、大いなる危機感<sup>(26)</sup>を覚える。

しかし、いずれにしても、株主招集臨時株主総会により、すべての瑕疵は治癒されてしまうのであるから、多数派を支配する者が最終的には会社を支配するという多数決論理の中に、会社法はある。

### 3 控訴審判決について

いわゆる積極的決議確認の確認を行った、あるいは、事実上の積極的決議確認の訴えとしての判決を書いたという自覚があったのだろうか。結局は、すべて訴えの利益が喪失しているという大前提の下の傍論だからよしと考えたのか（事実認定的部分としてか）、全く不明であるが、もし、積極的決議確認の確認を判決において行いうると考えたとすれば、それは、株主総会決議の瑕疵に関する訴訟制度の見直しを迫るものであると言えよう。

### 4 あり得べき解決方法

ここで、積極的決議確認的方法を採用しない場合の解決方法を確認しよう。

控訴審判決の時点での解決方法である。

まず、第70期定時総会の取締役選任の決議の効力については、取消訴訟が継続している限り、有効であるから、控訴審判決で総会決議取消認容判決を出すことにより、Y会社の取締役の選任はすべて最初に遡って無効となるから、第69期定時総会で決定された取締役の地位が継続することになる。ここでの取締役は、X1、Y2、G、H、D、E及びFである。

したがって、第71期定時総会開催のための意思決定としての取締役会決議は、参加者が、Y2、G及びHだけであるから、参加者は、3/7であるので、取締役会決議不存在として扱われることになる。もっとも、不存在でなくとも、無効であることには変わりがないから、決取締役会決議の議不存在か無効かは大きな問題ではない。

しかし、第71期定時株主総会の招集者は、代表取締役のY2であるから、代表行為には瑕疵がない。そうすると、第71期定時総会決議における取締役選任決議は、取消事由を有することになる。決議不存在ではない<sup>(27)</sup>。

ところが、第71期定時総会決議取消しの訴えは、提起されていない。そうであるならば、第71期定時総会決議は有効に確定してしまい、第70期定時総会決議により選任された取締役の地位を争う訴えは、訴えの利益を喪失する。

したがって、このような処理で良いのであれば、何も、積極的決議確認的内容を判示する必要もなく、また、第71期定時総会招集のための取締役会決議の効力を不存在とまで言えないなどと判示する必要もなかったのではないだろうか。

しかし、いずれにしても、1年任期の取締役の地位を争う訴訟が1年以内に確定しないという現状では、すべて訴えの利益は喪失するのであり、争訟的意味をなさない。取消しの対象となった取締役については、職務執行の停止仮処分を、すくなくとも、半年程度のうちに認めて、次の定時総会

開催の取締役会は旧取締役陣で開催できるようにする必要があるのではないだろうか。

もっとも、こういう任務を裁判所が担おうとするのかどうかは不明であり、また、取消しの訴えが提起されたというだけの形式的理由で、職務執行停止を認める訳にはいかず、そこには、取消事由のある程度の審議が必要となるのかである。

そして、繰り返しになるが、これらの問題は、その後の株主招集臨時株主総会決議があれば、すべて訴えの利益を喪失させるのである<sup>(28)</sup>。

- (1) 資料版商事法務429号78頁。
- (2) 金融・商事判例1574号46頁。
- (3) 訂正前の臨時報告書は、資料2。
- (4) 主文は、A、B及びCの選任決議のみを取り消すとしており、主位的請求はすべて棄却した。したがって、この判決を前提とすれば、Y2一人の選任決議が認められるということになる。
- (5) 松尾健一・「アドバネクス株主総会決議不存在確認等請求事件」商事法務2197号23頁。
- (6) 弥永真生・「会社法判例速報」ジュリスト1532号3頁。
- (7) なお、一部、弁護士サイトでは、原審判決につき、怒りをぶちまけているものもあるが。
- (8) 藤島肇・「株主総会での修正動議の決議方法に瑕疵があるとして決議の取消しが認められた事例」金融・商事判例1589号5頁。
- (9) 定款規定ではない。
- (10) [https://www.jsda.or.jp/shijyo/minasama/mochikabu\\_mochitoushiguchi/mochikabuGL\(20180914\).pdf](https://www.jsda.or.jp/shijyo/minasama/mochikabu_mochitoushiguchi/mochikabuGL(20180914).pdf)
- (11) 最判昭和38年5月31日民集17巻4号600頁。三陸定置網漁業組合を、民法上の組合として認定した上で、規約により制限された代理権踰越した行為につて、表見代理の成立を認めた。
- (12) 菱田政宏・『新版注釈会社法5巻』197頁～198頁〔有斐閣、昭和61年〕。ただし、会社側が何らかの形による圧力または協力により代理人の指図違反の議決権行使を推進させた場合には、著しく不公正な決議方法として取消原因となる（831条1項1号後段）とする見解もあった。
- (13) 山田康弘・『会社法コンメンタール7巻』193頁～194頁、189頁～191頁〔商事法務、2013年〕。
- (14) 控訴審で意見書を提出している田中教授は、これが多数説であると整理している（田中亘・「株主総会における議決権行使・委任状勧誘」・『会社法施行5年 理論と実務の現状と課題』ジュリスト増刊2011年5月号9頁）。
- (15) 浜田道代・「委任状と書面投票（『証券取引法体系』（河本一郎先生還暦記念）254頁〔1986年、商事法務〕）。
- (16) 最判昭和45年4月2日民集24巻4号223頁。
- (17) 最判昭和44年12月2日民集23巻12号2396頁。
- (18) 最判昭和45年8月20日判例時報609号79頁、最判平成2年4月27日民集44巻3号526頁。
- (19) 会社法297条。
- (20) 臨時報告書は、資料4・本稿73頁。
- (21) 最判昭和42年7月25日民集21巻6号1669頁。
- (22) 藤島肇・「ドイツ株式会社上の積極的決議確認の訴え」近畿大学法学67巻3・4号163頁～183頁。なお、筆者は、今年度の私法学会において、このテーマでの個別報告を予定しており、大会が中止となったことは、極めて残念である。また、筆者は、原審の評釈をしているが（前注8）、原審の評釈であるがために、控訴審判決の言及が課題提示に終わっているのも、残念である（同5頁）。
- (23) 「孤立した積極的決議確認訴訟と」呼ばれている（前注172頁）。
- (24) もっとも、最高裁が、改正民法107条を前にしても、再度、民法93条ただし書類推適用説を採用

すると宣言するとすれば、再考する必要があるが。

- (25) もっとも、最高裁は、何も答えないと思っているが。なぜなら、否決された総会決議の取消しの訴えについては、消極的であるからである（最判平成28年3月4日金融・商事判例1490号10頁）。
- (26) また、原審原告側の代理人については、この種の事件では、当該取締役の辞任や任期満了により、訴えの利益が喪失することは周知の事であるはずであるから、なぜ、取締役の地位に関して仮処分命令を同時に求めたり、いろいろ手を打ったのであろう。しかし、それらは、おそらくすべて認められなかったのであろう。また、裁判所も、通常通り漫然と審議をせず、任期満了の前に判決を下すという姿勢を見せても良かったのではないかと考える。会社訴訟は、一般民事とは大きく異なる要素を有しており、多くの問題は、2週間で効力が発生するものが多く、仮処分申請をすることは当然の手法であるとともに、裁判所も、特に、東京地裁民事8部は、一般民事的スケジュールで審議を進めるべきではなく、実質的商事部としての責務を果たすことを考えるべきであると考えられる。
- (27) 最判昭和45年8月20日判例時報607号79頁。
- (28) このような資本多数決の論理の前に、権利濫用の法理が働く余地があるのかどうかは、定かではない。なぜなら、会社側である株主が株主招集株主総会を開催し、会社側がわざと放置し、株主による総会が開催される場合というのは、まさに、瑕疵を治癒するためだけに、会社側と共謀して行われていると評価せざるを得ないからである。もっとも、それでも、総会決議が瑕疵なく成立するためには、総会での多数支配を手に入れていなければならないのではあるが。いずれにしても、Y2が、Jと結託したところから、この事件は始まるのである。

## 資料 1

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は株式会社アドバネクスと称し、英文では ADVANEX INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種スプリングならびにスプリング応用品の製作および販売
2. 各種金属加工部品ならびに機械器具の製作および販売
3. 各種樹脂成形品ならびに金属樹脂成形複合品の製作および販売
4. 工業用ファスナーの製作および販売
5. 各種機構部品ならびに精密組立部品の製作および販売
6. 不動産の売買、賃貸および管理
7. 倉庫業および貨物運送業
8. 総合リース業
9. 経営コンサルタント業務
10. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社の本店は東京都北区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 12,500,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。

### 第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当会社は毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか必要があるときは、取締役会決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集することができる。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主

に提供したとみなすことができる。

(決議要件)

- 第15条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行なう。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を行使できる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第17条 当会社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

- 第18条 取締役は株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。
  3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第19条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。
2. 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定ことができ、必要がある時は、その決議により取締役相談役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

- 第21条 取締役会は取締役会長がこれを招集してその議長となる。ただし、取締役会長に事故あるとき、または取締役会長が欠員であるときは取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
2. 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

- 第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。
2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

- 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

- 第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規定)

- 第25条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規定による。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

- 第26条 当社の監査役は5名以内とする。

## (監査役の選任)

第27条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。

## (監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## (常勤監査役)

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

## (監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

## (監査役会の決議)

第31条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

## (監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。

## (社外監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## (監査役会規定)

第34条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規定による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第36条 剰余金の配当は毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者にこれを支払う。

2. 剰余金の配当は支払開始の日から満3年を経過したときは当社はその支払の義務を免れるものとする。
3. 未払配当金には利息をつけない。

(自己の株式の取得)

第37条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

平成17年6月29日改定

平成18年6月29日改定

平成21年6月24日改定

平成23年6月23日改定

平成27年6月24日改定

平成27年10月2日改定

## 資料 2

株式会社 アドバネクス(E01393)  
臨時報告書

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【会社名】	株式会社アドバネクス
【英訳名】	Advanex Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 柴野恒雄
【本店の所在の場所】	東京都北区田端六丁目1番1号
【電話番号】	03(3822)5860(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務最高財務責任者 大野俊也
【最寄りの連絡場所】	東京都北区田端六丁目1番1号
【電話番号】	03(3822)5860(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務最高財務責任者 大野俊也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成30年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2 【報告内容】

## (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月21日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金30円 総額122,336,070円

ロ 効力発生日

平成30年6月22日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、加藤雄一、柴野恒雄、大野俊也、加藤精也、武田栄一、尾関友保、米倉誠一郎の7氏を選任する。

## 第2号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、候補者7名のうち加藤雄一、武田栄一、尾関友保、米倉誠一郎の4名に代えて、小谷健、中野隆平、福島正の3名を取締役として選任するよう修正動議が提出された。

## 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、神部健一氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) (注)4
第1号議案 剰余金の配当の件	31,512	49	0	(注)1	可決 98.1
第2号議案 取締役7名選任の件				(注)2	
加藤 雄一	15,779	16,287	20		否決 49.2
柴野 恒雄	31,914	154	18		可決 99.5
大野 俊也	31,918	150	18		可決 99.5
加藤 精也	31,918	150	18		可決 99.5
武田 栄一	15,705	16,361	20		否決 48.9
尾関 友保	15,700	16,366	20		否決 48.9
米倉 誠一郎	15,704	16,362	20		否決 48.9
第2号議案の修正動議				(注)2、(注)3	
小谷 健	16,214	15,697	168		可決 50.5
中野 隆平	16,214	15,697	168		可決 50.5
福島 正	16,214	15,697	168		可決 50.5
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
神部 健一	30,414	1,157	0		可決 94.7

株式会社 アドバネクス(E01393)  
臨時報告書

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
3. 第2号議案の修正動議については、本総会前日までに議決権行使書により行使された議決権のうち、原案に対する賛成数を反対数、原案への反対数を棄権数として集計しております。  
4. 本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案及び第3号議案については、本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

資料 3

株式会社 アドバネクス(E01393)  
訂正臨時報告書

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月10日
【会社名】	株式会社アドバネクス
【英訳名】	Advanex Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 柴野恒雄
【本店の所在の場所】	東京都北区田端六丁目1番1号
【電話番号】	03(3822)5860(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務最高財務責任者 大野俊也
【最寄りの連絡場所】	東京都北区田端六丁目1番1号
【電話番号】	03(3822)5860(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務最高財務責任者 大野俊也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社 アドバネクス(F01393)  
訂正臨時報告書

### 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年6月29日付けで、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 2 【訂正事項】

#### 2 報告内容

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) (注)4
第1号議案 剰余金の配当の件	31,512	49	0	(注)1	可決 98.1
第2号議案 取締役7名選任の件				(注)2	
加藤 雄一	15,779	16,287	20		否決 49.2
柴野 恒雄	31,914	154	18		可決 99.5
大野 俊也	31,918	150	18		可決 99.5
加藤 精也	31,918	150	18		可決 99.5
武田 栄一	15,705	16,361	20		否決 48.9
尾関 友保	15,700	16,366	20		否決 48.9
米倉 誠一郎	15,704	16,362	20		否決 48.9
第2号議案の修正動議				(注)2、(注)3	
小谷 健	16,214	15,697	168		可決 50.5
中野 隆平	16,214	15,697	168		可決 50.5
福島 正	16,214	15,697	168		可決 50.5
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
神部 健一	30,414	1,157	0		可決 94.7

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
3. 第2号議案の修正動議については、本総会前日までに議決権行使書により行使された議決権のうち、原案に対する賛成数を反対数、原案への反対数を棄権数として集計しております。  
4. 本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(訂正後)

株式会社 アドバネクス(E01393)  
訂正臨時報告書

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) (注)4
第1号議案 剰余金の配当の件	31,512	49	0	(注)1	可決 98.1
第2号議案 取締役7名選任の件				(注)2	
加藤 雄一	13,679	16,287	2,120		否決 42.6
柴野 恒雄	29,814	154	2,118		可決 92.9
大野 俊也	29,818	150	2,118		可決 92.9
加藤 精也	29,818	150	2,118		可決 92.9
武田 栄一	13,605	16,361	2,120		否決 42.4
尾関 友保	13,600	16,366	2,120		否決 42.4
米倉 誠一郎	13,604	16,362	2,120		否決 42.4
第2号議案の修正動議				(注)2、(注)3	
小谷 健	16,214	15,697	168		可決 50.5
中野 隆平	16,214	15,697	168		可決 50.5
福島 正	16,214	15,697	168		可決 50.5
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
神部 健一	30,414	1,157	0		可決 94.7

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 第2号議案の修正動議については、本総会前日までに議決権行使書により行使された議決権のうち、原案に対する賛成数を反対数、原案への反対数を棄権数として集計しております。

4. 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

## 資料 4

株式会社 アドバネクス(E01393)  
臨時報告書

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月27日
【会社名】	株式会社アドバネクス
【英訳名】	Advanex Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴 野 恒 雄
【本店の所在の場所】	東京都北区田端六丁目1番1号
【電話番号】	03(3822)5860(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務最高財務責任者 大 野 俊 也
【最寄りの連絡場所】	東京都北区田端六丁目1番1号
【電話番号】	03(3822)5860(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務最高財務責任者 大 野 俊 也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**1【提出理由】**

当社は、2019年9月25日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

**2【報告内容】****(1) 株主総会が開催された年月日**

2019年9月25日

**(2) 決議事項の内容**

- 第1号議案** 第71期定時株主総会における第1号議案「剰余金の配当の件」を可決する旨の決議の追認の件  
2019年6月25日開催の第71期定時株主総会において承認可決された「剰余金の配当の件」の決議を追認する。
- 第2号議案** 第71期定時株主総会における第2号議案「取締役8名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件  
2019年6月25日開催の第71期定時株主総会において承認可決された「取締役8名選任の件」の決議を追認する。
- 第3号議案** 第71期定時株主総会における第3号議案「監査役2名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件  
2019年6月25日開催の第71期定時株主総会において承認可決された「監査役2名選任の件」の決議を追認する。
- 第4号議案** 第71期定時株主総会における第4号議案「補欠監査役1名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件  
2019年6月25日開催の第71期定時株主総会において承認可決された「補欠監査役1名選任の件」の決議を追認する。
- 第5号議案** 取締役8名選任の件  
2019年6月25日開催の第71期定時株主総会における柴野恒雄、大野俊也、加藤精也、嶋村昇、小谷健、中野隆平、福島正及び木南麻浦を取締役に選任するとの議案を可決する旨の決議を取り消す旨の判決または当該決議が存在であることを確認する旨の判決の確定等により当該決議の効力が否定されたことを停止条件として、上記取締役8名を選任する。
- 第6号議案** 監査役2名選任の件  
2019年6月25日開催の第71期定時株主総会における麻布秀徳及び宿輪純一を監査役に選任するとの議案を可決する旨の決議を取り消す旨の判決または当該決議が存在であることを確認する旨の判決の確定等により当該決議の効力が否定されたことを停止条件として、上記監査役2名を選任する。
- 第7号議案** 補欠監査役1名選任の件  
2019年6月25日開催の第71期定時株主総会における神部健一を補欠監査役に選任するとの議案を可決する旨の決議を取り消す旨の判決または当該決議が存在であることを確認する旨の判決の確定等により当該決議の効力が否定されたことを停止条件として、上記の補欠監査役1名を選任する。

株式会社 アドバネクス(E01393)  
臨時報告書

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 第71期定時株主総会における第1号議案「剰余金の配当の件」を可決する旨の決議の追認の件	25,054	542	1,993	(注)1	可決 76.76
第2号議案 第71期定時株主総会における第2号議案「取締役8名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件				(注)2	
柴野 恒雄	20,671	9,973	1,994		可決 63.33
大野 俊也	21,320	9,324	1,994		可決 65.32
加藤 精也	21,324	9,320	1,994		可決 65.33
嶋村 昇	22,372	8,272	1,994		可決 68.55
小谷 健	21,548	9,096	1,994		可決 66.02
中野 隆平	21,550	9,094	1,994		可決 66.03
福島 正	21,550	9,094	1,994		可決 66.03
木南 麻浦	22,374	8,270	1,994		可決 68.55
第3号議案 第71期定時株主総会における第3号議案「監査役2名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件				(注)2	
麻布 秀徳	22,871	2,725	1,993		可決 70.07
宿輪 純一	21,977	3,619	1,993		可決 67.33
第4号議案 第71期定時株主総会における第4号議案「補欠監査役1名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件				(注)2	
神部 健一	22,502	3,087	1,993		可決 68.96
第5号議案 取締役8名選任の件				(注)2	
柴野 恒雄	20,680	9,963	1,994		可決 63.36
大野 俊也	21,329	9,314	1,994		可決 65.35
加藤 精也	21,333	9,310	1,994		可決 65.36
嶋村 昇	22,381	8,262	1,994		可決 68.58
小谷 健	21,557	9,086	1,994		可決 66.05
中野 隆平	21,549	9,094	1,994		可決 66.03
福島 正	21,549	9,094	1,994		可決 66.03
木南 麻浦	22,373	8,270	1,994		可決 68.55
第6号議案 監査役2名選任の件				(注)2	
麻布 秀徳	22,873	2,723	1,993		可決 70.08
宿輪 純一	21,978	3,618	1,993		可決 67.34
第7号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
神部 健一	22,556	3,040	1,993		可決 69.11

株式会社 アドバネクス(E01393)  
臨時報告書

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
3. 第2号議案及び第5号議案について、本総会当日に出席した株主の各議案に対する意思を正確に反映するため、投票用紙による投票を実施した。  
4. 第2号議案及び第5号議案に係る賛成率については、本総会前日までの事前行使分及び当日出席株主の総議決権数を分母として計算している。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案、第3号議案、第4号議案、第6号議案及び第7号議案に関しては、本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できた議決権数の集計により、各議案の可決要件を満たすことが確定したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。